

「消防団員の処遇等に関する検討会」 最終報告書について

地域防災室

1 はじめに

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安心・安全の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。その活動内容は、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動や災害防ぎょ、住民の避難誘導、救出・救助など多岐にわたり、地域の消防防災体制の中核的役割を担っています。

しかしながら、近年、消防団員数は著しい減少傾向にあり、令和2年4月1日時点で約81万8千人と、2年連続で1万人以上減少し、特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少するなど、憂慮すべき危機的状況となっています。

一方で、近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担も増加しています。こうした中、消防庁では、昨年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行いました。今回は、令和3年8月にまとめられた検討会最終報告書について紹介します。

2 検討の背景と目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっています。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を開催しました。

3 各検討事項の概要

まずは前半に、報酬等の処遇改善について検討しました。それは、これらの改善が団員本人の士気向上に繋がることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられるためです。とりわけ出動手当については、災害時の出動のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては相応の処遇をすべきであるという問題意識のもと、その適切なあり方について深く検討を行いました。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討しました。

後半の第5回以降の検討会では、消防団員の処遇改善とあわせて、消防団に対する社会的理解が必要等との意見が多く出されたことから、消防団活動のあり方や幅広い住民の入団促進など、幅広く消防団員確保策について議論しました。

(1) 報酬等の処遇改善

報酬等の処遇改善については、令和3年4月9日に中間報告書として取りまとめられたところです。

中間報告書を受け、「非常勤消防団員の報酬等の基準」を4月13日に策定し、各地方公共団体に対し通知しました（「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知））。

なお、中間報告書において「1日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当である」としていた出動報酬の額について、「消防団員の報酬等の基準」では、1日当たり8,000円を標準としました。

消防庁では、各市町村等において、「消防団員の報酬等の基準」に沿った報酬等の見直しを基準の適用日である令和4年4月1日までに行っていただきたいと考えています。

また、処遇の改善には、その前提として報酬等を団員個人に直接支給することが必要になることから、改めて

報酬等の個人支給を徹底していただきたいと考えています。

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント (令和3年4月13日付消防庁長官通知)	
○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの	
① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定	
【基準の内容】	
1. 報酬の種類	年額報酬と出勤報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。
2. 報酬の額	※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。 ○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。 ○「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。 ○出勤報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。 災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
3. 費用弁償	上記に掲げる報酬のほか、団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。
4. 支給方法	報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。
② その他(適切な予算措置、留意事項等)	
○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。	
○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。	
○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。	
○ 出勤報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、進んで消防庁から通知すること。	
○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。	

【「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント】

(2) 消防団に対する理解の促進

消防団は地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な存在であり、その活動は、団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられています。消防団の存在意義、団員一人ひとりの活躍について、社会的な理解を深めていくことは非常に重要です。

また、現在活動している団員にとっては、処遇改善と合わせて、地域社会から感謝されること、それを実感できることが、家族の理解やモチベーション向上につながり、何よりも、住民が消防団の役割や活動に意義を見出し、協力、参画しようと思えることがその前提となり、ひいては今後の団員確保につながるものと考えられるため、こうしたことを念頭に、行うべき取組について検討を行いました。

・消防団員の加入促進広報

消防団員の加入を促進する広報については、ホームページ・広報誌等、消防庁や各地方公共団体が保有する既存の広報媒体を活用し、消防団が災害時に活躍している姿や実績、団員の声などを写真や動画で掲載したり、団員の報酬等について掲載したりするなど、多くの住民に対し消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行うべきであると示されました。

また、加入したいと思った人がすぐ加入できるよう、いつでも入力可能なオンラインの加入フォームを各市町村において整備することも、加入促進に向けた有効な選択肢の一つと考えられます。

若年層の新規入団者の確保のために、消防庁や地方公共団体における消防団員の加入促進広報においても、SNSの積極的な活用を検討すべきであると示されました。



【加入促進広報の例（広島市消防団）】

・消防団全体のイメージアップ

消防団が円滑に活動していくためには、社会における消防団の地位の向上、すなわち消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要です。今までの取組を引き続き行いつつ、あわせて多発化・激甚化する近年の災害に対応し地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報をさらに充実させることが期待されています。

(3) 幅広い住民の入団促進

被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層です。それぞれの層の積極的な入団促進を行うため、検討を行いました。

・被用者の入団促進

消防団員に占める被用者の割合は年々増加しており、被用者の入団促進には、企業の理解の促進が前提となるため、消防庁や都道府県、市町村は、企業に対する働き掛けにより一層取り組むべきであると示されました。

企業の消防団活動への理解を醸成するために、消防団協力事業所表示制度は有効と考えられます。

また、市町村域を超えて通勤等する人がいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は、商工団体等に対する働きかけなど、都道府県も主体的に関与することが期待されています。

・女性の入団促進

女性団員数は一貫して増加しているものの、未だ女性

団員は少ないのが現状です。多様な住民が参加しやすい消防団となっていくためにも、現在、女性団員がいない消防団は、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに加入を進めるべきとされています。

また、女性団員が活動しやすい女性用設備等の更なる環境整備や、今後は、ジェンダーに関係なく、団員個人がそれぞれの個性・能力を一層発揮できるようにしていくことが求められます。

・学生の入団促進

学生消防団員数は年々増加しています。学生は、現在又は将来の消防団員候補として有力であり、消防庁や都道府県、市町村は、学生の入団促進に取り組むべきであると示されました。

また、学生の入団促進に当たっては、学生消防団活動認証制度が有効であると考えられます。

・将来の担い手育成

地域防災力の向上のためには、幼い頃からの防災教育の充実が重要であり、少年消防クラブの存在や活動が果たす役割は大きいと考えられます。また、少年消防クラブ員は将来の消防団の担い手として期待されることから、地域の実情を踏まえつつ、さらに年齢制限の緩和等を進め、高校生も含めた幅広い層の参画を促していくべきであると示されました。

また、高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要です。そこで、高校生に対するアプローチとしては、先進事例を参考にした機能別分団の創設や少年消防クラブの対象年齢引き上げ等の対応による、在学中及び卒業後の消防団への加入を円滑にする意識啓発を推進すべきであると示されました。

消防庁においては、高校における高校生の意識啓発事業を円滑に推進する環境整備のために、文部科学省との協議を行うべきであると示されました。

(4) 新たな社会環境に対応する団運営

近年の災害の状況等に対応して消防団がその使命を果たしていくためには、様々な地域住民が参画し、また、団員の家族等にも理解が得られるような、時代に即した消防団運営が必要です。こうしたことを踏まえ、新たな社会環境に対応する団運営のあり方について、検討を行いました。

・団運営における幅広い意見交換

消防団は、一貫した指示のもとに、一致団結して行動を展開する必要がありますが、このことについて、近年、特に若い団員から、自分たちが自由に意見を述べ、団運営に反映させることが難しいという声があるとの指摘もされています。それぞれの消防団によって様々な実態があると考えられますが、消防団全体のなかで幅広い活動に適切に対応していくため、団内部での幅広い意見交換を十分に行わなければならないと示されました。

・市町村、地域住民との連携

消防団が新たな社会環境に対応して活動するための装備や必要経費の確保などのためには、市町村長や市町村の担当部局との連携は不可欠であると指摘されました。

また、地域防災力の強化にあたり、地域住民との連携、その過程での十分な話し合いや理解の促進も必要となります。

(5) 平時の消防団活動のあり方

・地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

消防団の活動は危険と隣り合わせであることから、団員の安全確保のためには指揮命令系統の確立と規律の醸成が必要不可欠です。

訓練は、そのために必須のものであり、いわば消防団活動の基本ともいうべきものであるとされています。特に操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものである一方で、近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた方の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化しています。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっています。

各市町村においても、引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練の更なる実践を行うべきであると考えられます。

また、消防団にとって有効だと考えられる訓練事例等については、消防庁からも情報提供等を行っていくこととしています。



【幅広い訓練の例（宮崎市消防団）】

・操法本来の意義の徹底

操法は消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものであるという意見がある一方、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている、という指摘もあります。操法訓練の実施に当たっては、団体的規律の適切と消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましいと示されました。

・操法大会のあり方

全国消防操法大会については、主催者のひとつである（公財）日本消防協会が中心となって、具体的な操法の内容について、パフォーマンス的な動作、セレモニー的な動作については見直すという方向での検討を始めることとしています。消防庁としても、（公財）日本消防協会と連携し、検討会での議論を踏まえた見直しに向け、検討を行っていくこととしています。

また、都道府県や市町村の操法大会については、全国大会の見直しの検討状況も踏まえつつ検討を行っていただきたいと考えています。

（6）装備等の充実

消防団の役割の多様化に伴い、消防団に対する安全装備や救助用資機材等の配備など、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要です。今後も災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくべきと示されました。

また、消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であり、団員一人ひとりにとって大きなメリットとなるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられます。消防庁や都道府県においては、消防団員の知識や技能向上に資する取組を充実さ

せるとともに、市町村においては、こうした消防団員の知識や技術の習得に積極的に取り組んでいただきたいところです。

4 おわりに

地域防災力の中核を担う消防団は、災害が多発化・激甚化する中、ますますその重要性が高まっています。一方で、消防団を取り巻く社会環境が変化し、とりわけ若年層の入団者数が大幅に減少する中、今後も将来にわたって消防団を継承していくために何をすべきか、改めて地域においてしっかりと議論を行う必要があると考えられます。

各市町村において、本報告書の趣旨を十分理解のうえ、消防団運営のあり方等についてしっかりとご検討いただくことを期待し、また、消防庁や各都道府県においても、必要な取組を実施し、地域防災力の充実・強化に努めていきたいと考えています。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL: 03-5253-7561